

浜松市条例第 1 1 号

浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例等の一部を  
改正する条例

(浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正)

第 1 条 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例 (令和 2 年浜松市条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 7 第 1 項</u> の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員 (同法 <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。) の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) <u>第 1 7 3 条の 4 第 1 項 第 1 号</u> に定める額を控除して得た額について免除する。	地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項</u> の規定に基づき、本市の長若しくは委員会の委員若しくは委員又は本市の職員 (同法 <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 3 項</u> の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。) の本市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) <u>第 1 7 3 条の 5 第 1 項 第 1 号</u> に定める額を控除して得た額について免除する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 浜松市病院事業の設置等に関する条例 (昭和 4 8 年浜松市条例第 1 6 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 8 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第 7 条 法第 3 4 条において準用する地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) <u>第 2 4 3 条の 2 の 9 第 8 項</u> の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が 1 0 万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 浜松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年浜松市条例第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の9第8項</u> の規定により事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

(あらし)

この条例は、地方自治法の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものです。